

三重県電子処方箋活用・普及促進事業費補助金交付要領

(目的)

第1条 この補助金は、電子処方箋管理サービスの導入に向けた三重県内の保険医療機関等のシステム整備に係る費用に対して補助金を交付することにより、電子処方箋の活用・普及の促進を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、三重県補助金等交付規則(昭和37年三県規則第34号。以下「規則」という。)及び医療保健部関係補助金等交付要綱(平成30年三重県告示第239号)に定めるもののほか、この交付要領に定めるところによる。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる施設及び事業は、令和7年9月30日までに電子処方箋管理サービスの導入に向けたシステム整備を完了したもののうち、次に掲げる施設(以下「対象施設」という。)及び事業(以下「補助事業」という。)とする。なお、補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)が、補助金の交付決定の前に行った事業についても、この交付要領で定められている範囲内で適正と認められる場合は、補助の対象とする。

- (1) 保険医療機関等(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局であつて、令和4年6月30日薬生総発第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領(電子処方箋管理サービス)」(以下「実施要領」という。)の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という。)から実施要領の「第9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた施設に限る。以下同じ。)が電子処方箋管理サービスを初期導入((3)に掲げるものを除く。)するために行う、レセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等(以下「システム改修等」という。)に係る事業。
- (2) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能(「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能をいう。以下同じ。)を導入するために行うシステム改修等に係る事業。
- (3) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するために行うシステム改修等に係る事業。

(補助対象経費)

第4条 前条の(1)から(3)までに掲げる事業に必要な経費とし、実施要領の「第

2 交付対象事業」の1に規定される事業における補助対象経費とする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出する。

- (1) 事業ごとに、次の表の第3欄に定める基準額と前条に規定する対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額(実施要領に基づき基金から交付された補助金を除く。)を控除した額とを比較して、少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 対象施設	3 基準額	4 補助率
第3条(1)の事業	大規模病院 (病床数200床以上)	4,866千円	1/6
	病院 (大規模病院以外)	3,259千円	1/6
	診療所	388千円	1/4
	薬局	388千円	1/4
第3条(2)の事業	大規模病院 (病床数200床以上)	1,356千円	1/6
	病院 (大規模病院以外)	1,002千円	1/6
	診療所	245千円	1/4
	薬局	256千円	1/4
第3条(3)の事業	大規模病院 (病床数200床以上)	6,022千円	1/6
	病院 (大規模病院以外)	4,059千円	1/6
	診療所	542千円	1/4
	薬局	553千円	1/4

※金額はいずれも税込み

※病床数は使用許可病床数とする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) オンライン資格確認等システムを運用開始した上で、電子処方箋管理サービスを利用できる環境を整備(電子署名に必要なHPKIカード等の保有も含む)し、

実際に電子処方箋管理サービスを継続して実施しなければならない。

- (2) 県が別に指示する電子処方箋に関する取組（アンケート、ポスター掲示等）に協力しなければならない。
- (3) 補助事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (8) 知事の承認を受けて（7）に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (10) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌々年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (11) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。
- (12) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。また、暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、三重県電子処方箋活用・普及促進事業費補助金交付申請書（兼）実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、

知事が別に指示する期日までに提出しなければならない。

- (1) 役員等調書（第2号様式）
- (2) 口座振替申出書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第8条 知事は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、速やかに第4号様式により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は補助事業者の承諾を得た上で職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、口座振込により支払うものとする。

（補助金の返還）

第10条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (2) 規則第16条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 第6条各号に規定する条件のいずれかに違反したとき。
- (4) 不正に補助金の交付を受けているとき。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告）

第11条 補助事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第5号様式により速やかに、知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月22日から施行し、令和6年度の補助金について適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 30 日から施行し、令和 7 年度の補助金について適用する。